

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 <u>一般型インキュベート工房</u>を利用することができる者は、創業若しくは新事業の開拓を目的として新技術等の研究開発を行う者又は情報処理関連事業（<u>情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業をいう。以下同じ。</u>）の研究開発を行う者であって、その利用を開始する時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>県内で新たに情報処理関連事業を開始するための事務所又は事業所を設置しようとする者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2. <u>情報通信型インキュベート工房</u>を利用することができる者は、その利用を開始する時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>新たに情報処理関連事業を営もうとする者</u></p> <p>(2) <u>情報処理関連事業を営む者であって、新たに情報処理関連事業を営んだ日以後5年を経過していないもの</u></p> <p>(3) <u>事業の多角化、事業の転換等により新たな情報処理関連事業の分野へ進出しようとする者</u></p> <p>(4) <u>県内で新たに情報処理関連事業を開始するための事務所又は事業所を設置しようとする者</u></p> <p>(5) <u>情報処理関連事業を営む者であって、本県産業の振興に資するものとして知事が適当と認めるもの</u></p> <p>(利用期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 <u>インキュベート工房</u>を利用することができる者は、創業又は新事業の開拓を目的として新技術等の研究開発を行う者であって、その利用を開始する時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(利用期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、一般型インキュベート工房を利用する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 一般型インキュベート工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものであるとき。

(2) 略

4 略

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) インキュベート工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものであるとき。

(2) 略

4 略

第1号様式（第4条関係）

インキュベート工房利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

（指定管理者に管理を
行わせる場合にあっては、指定管理者）

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

一般型インキュベート工房の利用の許可を受けたいので、関係書類を添えて、
情報通信型 次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m ²
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

第1号様式（第4条関係）

インキュベート工房利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

（指定管理者に管理を
行わせる場合にあっては、指定管理者）

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

インキュベート工房の利用の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m ²
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 情報通信型インキュベート工房の利用の許可を受けようとする者は、この規則の施行の日前においても、改正後の香川県新規産業創出支援センター規則第3条第2項、第4条第1項及び第2項並びに第1号様式の規定の例により、その申請をすることができる。

3 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。